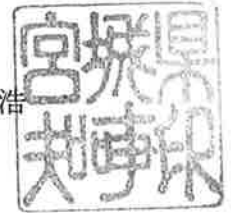


観 第 1 7 5 号
平成 2 5 年 7 月 3 1 日

宮城県産業振興審議会会長 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



「みやぎ観光創造県民条例」に基づく「観光振興に関する基本的な計画」
(第 3 期みやぎ観光戦略プラン) の策定について (諮問)

このことについて、産業振興審議会条例(平成 12 年宮城県条例第 109 号)第
1 条第 1 項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

平成 2 3 年 3 月策定の「宮城県震災復興計画」においては、東日本大震災で甚大な被害を受けた経済基盤の再構築に向けて、平成 1 9 年 3 月策定の「宮城の将来ビジョン」の「富県宮城の実現」に向けた歩みを着実に将来につなぎながら、「多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」を図ることとしている。

今般、当該「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」において掲げた目標の達成に向け、観光施策を戦略的に実施するため、観光振興に関する基本的な計画(第 3 期観光戦略プラン)を策定することとし、その策定案について答申いただくよう求めるもの。

2 諮問期間

平成 2 5 年 7 月 3 1 日から平成 2 6 年 1 月 3 1 日まで

3 計画に定める事項

- (1) 「多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」に向けて達成すべき目標及び目標に向けた主要な施策等
- (2) その他「多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」のために必要な事項